実験機械器具	
力の実験用具	3組
運動の実験用具	2組
光の実験用具	2組
音の実験用具	2組
電流と磁界の実験用具	10組
静電気の実験用具	1組
原子の構成の学習用具	1組
生物の飼育・栽培用具	2組
微生物の学習用具	1組
遺伝の学習用具	1組
天体の学習用具	6組
気象観測用具	4組
天気の学習用具	3組
大地の学習用具	3組
仕事とエネルギーの実験用具	1組
環境の学習用具	3組
科学技術の実験用具	1組
顕微鏡	18組
実験観察記録用具	1組
物質とその変化の実験用具	1組
保管庫	4組
薬品処理装置	1組
定温器	4組
教材作成用具	4組
教材提示器具	1組
実験支援器具	8組
野外観察調査用具	3組
標本	14組
模型	
機械の模型	1組
大地の模型	6組
植物の模型	3組
動物の模型	3組
人体の模型	12組

別表第十四を次のように改める。

第十四　肢体等特別支援学校の中学部の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目

品目	数量
計量器	
長さ測定用具	1組
体積測定用具	1組
重さ測定用具	4組
時間測定用具	1組
温度測定用具	1組
電気測定用具	2組
実験機械器具	
力の実験用具	5組
運動の実験用具	6組
光の実験用具	2組
音の実験用具	5組
電流と磁界の実験用具	18組
静電気の実験用具	1組
原子の構成の学習用具	1組
生物の飼育・栽培用具	2組
微生物の学習用具	3組
遺伝の学習用具	3組
天体の学習用具	6組
気象観測用具	7組
天気の学習用具	3組
大地の学習用具	3組
仕事とエネルギーの実験用具	5組
環境の学習用具	9組
科学技術の実験用具	1組
顕微鏡	22組
実験観察記録用具	6組
物質とその変化の実験用具	2組
保管庫	4組
薬品処理装置	1組
定温器	4組
教材作成用具	5組
教材提示器具	9組
実験支援器具	11組
野外観察調査用具	2組
標本	19組
模型	
機械の模型	1組
大地の模型	6組
植物の模型	3組
動物の模型	3組
人体の模型	12組

別表第十五を次のように改める。

第十五　中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）の数学に関する教育のための設備の基準に関する細目

品目	数量
提示説明器具	
数・式説明器具	1組
図形説明器具	11組
関数説明器具	1組
確率・統計説明器具	1組
実験実習器具	
図形実験実習器具	22組
確率・統計実験実習器具	1組
計算器具	21組

別表第十六を次のように改める。

第十六　視覚特別支援学校の中学部の数学に関する教育のための設備の基準に関する細目

品目	数量
提示説明器具	
数・式説明器具	1組
図形説明器具	11組
関数説明器具	1組
確率・統計説明器具	1組
実験実習器具	
図形実験実習器具	6組
確率・統計実験実習器具	1組
計算器具	4組

別表第十七を次のように改める。

第十七　聴覚特別支援学校の中学部の数学に関する教育のための設備の基準に関する細目

品目	数量
提示説明器具	
数・式説明器具	1組
図形説明器具	11組
関数説明器具	1組
確率・統計説明器具	1組
実験実習器具	
図形実験実習器具	6組
確率・統計実験実習器具	1組
計算器具	4組

別表第十六を別表第十八とし、別表第十八から別表第二十五までを二表ずつ繰り下げる。

別表第十七の次に次の二表を加える。

第十八　知的特別支援学校の中学部の数学に関する教育のための設備の基準に関する細目

品目	数量
提示説明器具	
数・式説明器具	9組
図形説明器具	8組
関数説明器具	3組
確率・統計説明器具	1組
実験実習器具	
図形実験実習器具	1組
確率・統計実験実習器具	1組
計算器具	4組

第十九　肢体等特別支援学校の中学部の数学に関する教育のための設備の基準に関する細目

品目	数量
提示説明器具	
数・式説明器具	1組
図形説明器具	11組
関数説明器具	1組
確率・統計説明器具	1組
実験実習器具	
図形実験実習器具	6組
確率・統計実験実習器具	1組
計算器具	4組

附　則

1　この省令は、公布の日から施行し、改正後の理科教育のための設備の基準に関する細目を定める省令（以下「新令」という。）別表第一から別表第九までの規定については平成二十三年度分の国庫補助金から、新令別表第十から別表第十九までの規定については平成二十四年度分の国庫補助金から、それぞれ適用する。

2　前項の規定により新令別表第十から別表第十九までの規定が適用されるまでの中学校及び特別支援学校の中学部の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目については、なお従前の例による。